

佐賀県観光素材集制作業務委託仕様書

1 委託業務名

佐賀県観光素材集制作業務

2 目的

2023年の国体（鹿児島県）、2024年の国スポ（佐賀県）を契機に両県の様々な交流を行い、その絆を未来につなげていくことを目的としたエールプロジェクトを行っている。その一環として、鹿児島県を含む国内の旅行事業者等に向けて佐賀県内の最新観光素材、史跡や文化財、食、風景、自然、イベントなどの多彩なコンテンツを用いて佐賀県の魅力を効果的に伝えるのに必要な情報を掲載した観光素材集を制作し、佐賀県内への誘客を図る。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4 委託業務の内容

佐賀県観光素材集制作に係る業務（以下、「本業務」という。）は、下記のとおりとする。

(1) 旅行事業者等を対象とした観光素材集（「素材集」という。）の制作

企画立案、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、校正及び掲載に係る関係機関との連絡調整等本業務に必要なすべての作業を実施すること。また、本業務に使用する写真及びデータの収集は原則として受託者が行うものとし、必要に応じて、佐賀県観光連盟が所有する画像等を提供することとする。なお本業務において第三者が所有する画像等を使用する場合、著作権処理を必ず行うこと。

ア サイズ A4判 オールカラー（表裏紙含め48ページ以上）

イ 紙質 佐賀県観光素材集に適した紙質を提案すること

ウ 数量 500部

エ 紙面構成

別紙紙面構成（案）に基づき制作すること。ただし、旅行事業者等の目線により活用しやすくなるその他提案があれば本仕様書5に定める予算内で企画書に記載すること。また企画提案にあたっては以下の①～⑤に留意すること。

- ① 佐賀県の観光素材の魅力を視覚的に訴求する表紙デザインとすること。また、表紙デザインに沿って統一感のある素材集のデザインとすること。
- ② 旅行事業者等が商品造成するにあたって、各観光素材の魅力及びその利活用に係る情報等が分かりやすく整理された紙面構成とすること。
- ③ 旅行事業者等が商品造成するにあたって、効果的かつ現実的なテーマ性のあるモデルコースを6コース以上提案すること。
- ④ 次年度以降、本業務で作成した素材集を基に追加・修正を行いやすい紙面構成とすること。
- ⑤ 電子データによる閲覧でも分かりやすい紙面構成とすること。

(2) 電子データの作成

受託者は、素材集に係る①②に記載するデータを制作すること。なお、データの元となった画像デー

タ、イラストデータ、図表データ及び文字データも合わせて納品すること。また、佐賀県観光連盟ポータルサイト「あそぼーさが」（以下、「連盟サイト」という。）やその他外部WEBサイトとの連携等、電子データ素材集での利点を生かしたその他提案があれば。仕様書5に定める予算内で企画書に記載すること。

ア PDFデータ

① 高解像度PDFファイル（二次利用用）

・文字等が抽出できること。

② 低解像度PDFファイル（連盟サイト掲載用）

・ディスプレイへの表示及び印刷時も判別が可能であること。

・観光素材各掲載ページより、連盟ホームページ「あそぼーさが」内の同素材掲載ページへの遷移動線を用意すること。

イ イラストデータ・Adobe Illustrator で作成した、再編集が可能なデータ

連盟または連盟が指定する第三者が素材集に追加・修正を加えることができるデータを制作すること。

(3) 納品

ア 納品期限 令和7年2月28日（金）

イ 納品先 一般社団法人佐賀県観光連盟

ウ 納品方法 連盟の指示に従うこと

エ その他納品に係る経費も委託料に含むものとする。

オ 納品物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に佐賀県観光連盟（以下、「連盟」という。）に無償で譲渡するものとする。また連盟及び連盟の指定する第三者に対して、著作人格権を行使しないものとする。

(4) その他本業務に付随する業務

本業務に付随する業務が発生する場合は、必要に応じて連盟と協議の上で進めることとする。

5 予算額

4,800,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 委託料の支払

完了払とする。

7 再委託について

本件受託事業者は、本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。但し、受託業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ書面による連盟との承諾を得たときはこの限りでない。

8 特記事項

この仕様に定めのない事項については、連盟と協議の上、決定すること。